

加入必須！ 危機管理サービス「OSSMA」と海外旅行保険について

本学に在籍している学生で、学修・研究・学会等の目的で、海外に渡航する予定のある学生の皆さんは、危機管理サービス「OSSMA」と海外旅行保険への両方の加入が必須義務となっています。※渡航期間の短期・長期を問わない。※学部生・院生（留学生含む）等の種別を問わない。

「学生の海外渡航に関する安全管理指針について：別紙 学修の一環における海外渡航について」より

▼▼▼ 提出物の確認フロー ▼▼▼

①【全員共通】危機管理サービス「OSSMA」に加入する

OSSMAは、学生のみさんが海外での研修や生活を無事に過ごせるよう、滞在中に困りごとが発生した場合に、24時間365日、日本語・英語で適切なサポートを提供するサービスです。
※サービスの詳しい内容は「OSSMA」手引きパンフレットを参照して下さい。※OSSMAは海外旅行保険ではありませんので、海外旅行保険の加入も別途必要になります。

【下記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳよりご自身で選択】海外旅行保険に加入する

Ⅰ 「OSSMA Plus」で海外旅行保険に加入する

※医療保障のみで賠償は含まない保険

OSSMA Plusが費用負担する主な項目	補償額上限 1億円
治療費用 医療送付費用 入院経費 当初の診察を継続した場合に負担した費用 救護者の送迎費用(5名)、宿泊費用(14日分まで) 救護者の渡航手続き費用、救護者又は会員が現地に出した交通費、入院に要した必要なものの応じ自購入費、運賃(20万円限度) 持病・既往症の応急治療費用 歯科応急治療費用(受診回数で2回まで) 検査費用(血、尿、川での初回検査は、200万円限度) 緊急医療搬送費用 死亡時の遺体処理費用、搬送費用(200万円限度、総限度額400万円)	

OSSMA Plusは費用負担しない主な項目(ただし、応急処置が可能な場合、US\$5,000を限度に一時的に替えます)

会員の故障・車没失による場合
治療・救済、歯科の本拠治療
事故賠償に付く、クリーニング、フッコーティング等治療ではない費用
会員の犯罪行為、闘争行為、自給行為の場合
戦争、内乱、その他これらに類する事象。(除くテロ行為)
性格や物質もしくは状態が原因によって汚染された物の放射性、爆発物その他の有毒な特性またはこれら特性による事故
本人、ご家族の都合による医療搬送
都合以外での自動車運転および乗用・教習の影響により自動車運転中に生じた場合
頭部症候群、腰痛その他の症状を訴えるが、これを裏付ける医学的相関所見がない場合
別途定める運動中の事故(山岳登山中の高山病を含む)

Ⅱ 「OSSMA セット型保険」で海外旅行保険に加入する

AorBどちらかのプランを選択

補償内容 プラン	保険金額 (単位:円)	
	A	B
傷害死亡・後遺障害	なし	100万円
賠償責任	1億円	1億円
治療・救済費用	1億円	1億円
携行品損害	なし	20万円
航空機遅延	なし	2万円
航空機寄託手荷物	なし	10万円

①+Ⅱ

□ OSSMA 申請書

□ 振込明細の写真orコピー
申請書に必要事項を入力・銀行振込後、上記2点を揃えて学生派遣係へメールで提出
支払い方法(申請前)：銀行振込のみ
※振込手数料個人負担
↓ 学生派遣係からの登録完了連絡後・・・

□ OSSMA海外旅行保険加入者証の写真orコピー
★保険加入者証は申請時に記入した住所に郵送(紙)で届くので、コピーまたは写真を学生派遣係へメールで提出すること

Ⅲ ご自身で他社の海外旅行保険に加入する

※下記事項必ずチェックしてください!

↓

□ 補償額は足りてる?
→本学では「治療・救済者費用」と「賠償責任」についての補償が5,000万円以上を強く推奨しています。

Ⅳ ご自身やご家族のクレジットカード付帯保険を利用する

※下記事項必ずチェックしてください!

□ 保険の条件は?
自動付帯or利用付帯
→利用付帯の場合、航空券の決済や現地利用必須等の条件がある!
□ 保険適用期間はOK?
→カードの種類によって期間が異なる!

提出物1点

①+Ⅰ

□ OSSMA Plus申請書
申請書に必要事項入力後、メールで提出
支払い方法(申請後)：決済メールが届く
→コンビニ払い or クレジットカード決済
※決済時手数料個人負担
★付証明書(英字のみ)は登録完了後に学生派遣係より個人メールへ送付します

提出物3点

①+Ⅲ or ①+Ⅳ

□ OSSMA 申請書

□ 振込明細の写真orコピー
申請書に必要事項を入力・銀行振込後、上記2点を揃えて学生派遣係へメールで提出
支払い方法(申請前)：銀行振込のみ ※振込手数料個人負担

□ 海外旅行保険付証明書の写真orコピー
※渡航者本人の名前と補償額などの内容が確認できるもの
★付証明書を入手次第、学生派遣係へメールで提出すること
※付証明書とは、保険の加入者証のことです

提出物3点

①+Ⅲ or ①+Ⅳ

□ OSSMA 申請書

□ 振込明細の写真orコピー
申請書に必要事項を入力・銀行振込後、上記2点を揃えて学生派遣係へメールで提出
支払い方法(申請前)：銀行振込のみ ※振込手数料個人負担

□ 海外旅行保険付証明書の写真orコピー
※渡航者本人の名前と補償額などの内容が確認できるもの
★付証明書を入手次第、学生派遣係へメールで提出すること
※付証明書とは、保険の加入者証のことです

「OSSMA」および「OSSMA Plus」料金表(消費税10%)

渡航期間	OSSMA(10%税込)	治療・救済費用支援	決済時手数料	OSSMA Plus! お支払総額
15日まで	3,300	2,820	630	6,750
1ヶ月9日まで	3,300	5,620	630	9,550
2ヶ月9日まで	5,500	10,420	630	16,550
3ヶ月9日まで	11,000	14,540	630	26,170
4ヶ月9日まで	14,850	21,300	630	36,780
5ヶ月9日まで	18,700	27,950	630	47,280
6ヶ月9日まで	22,000	33,940	630	56,570
7ヶ月9日まで	26,400	39,530	630	66,560
8ヶ月9日まで	26,400	45,120	630	72,150
9ヶ月9日まで	26,400	50,740	630	77,770
10ヶ月9日まで	29,700	56,320	630	86,650
11ヶ月9日まで	29,700	61,910	630	92,240
12ヶ月9日まで	29,700	67,500	630	97,830

「OSSMA セット型保険」料金表 (AorB)

保険期間 プラン	保険料 (単位:円)		保険期間 プラン	保険料 (単位:円)	
	A	B		A	B
1日	1,190	1,860	25日まで	17,100	20,730
2日	1,360	2,210	27日まで	19,090	22,920
3日	1,740	2,660	29日まで	22,800	26,820
4日	2,100	3,070	31日まで	23,220	27,430
5日	2,420	3,660	34日まで	27,160	31,580
6日	2,680	4,100	39日まで	31,610	36,400
7日	2,910	4,420	46日まで	36,000	41,170
8日	3,130	5,140	53日まで	42,770	48,290
9日	3,440	5,760	2ヶ月まで	52,880	58,840
10日	3,920	6,270	3ヶ月まで	71,570	79,000
11日	4,780	7,160	4ヶ月まで	92,690	101,750
12日	5,300	7,720	5ヶ月まで	121,210	131,700
13日	6,020	8,460	6ヶ月まで	149,050	161,000
14日	6,170	8,650	7ヶ月まで	175,050	188,440
15日	8,050	10,740	8ヶ月まで	203,290	218,120
17日まで	9,030	11,930	9ヶ月まで	267,660	283,960
19日まで	12,290	15,490	10ヶ月まで	343,070	360,800
21日まで	14,550	17,910	11ヶ月まで	395,290	414,460
23日まで	15,840	19,350	1年まで	457,330	477,940

<ご注意> 上記料金は、保険料のみの金額です。OSSMAのサービス料金は含まれておりません。

【参考資料】料金表

「海外旅行保険」に加入する際に必ず確認すべき補償について

本学では、万が一の際に多額の出費が予想される「治療・救援者費用」と「賠償責任」についての補償額が**5,000万円以上**の海外旅行保険に加入することを強く推奨しています。

海外旅行保険に加入する際の各種項目について

海外旅行保険の主な補償内容の項目について下記の通りにまとめています。参考にして下さい。

※補償内容の項目の有無や表記、支払われる保険金の条件や支払額などは各保険会社によって異なりますので必ずご自身で確認をした上で加入して下さい。

補償項目	補償内容の説明	支払われる保険金	例えばこんな時…	OSSMA 会員専用保険 セット型A	OSSMA 会員専用保険 セット型B	OSSMA Plus
ご自身のケガ・病気に関する補償						
◆治療費用	海外渡航中に事故によるケガを負ったり、病気になったりして医師の治療を受けた時に保険金が支払われる補償。救援者費用補償とセットになっているたり、病気と傷害で分かれている場合もある。	契約した補償金額を上限に、実損分が支払われる。	《アメリカでの事例》 留学先大学の階段で転倒し手足を骨折。診断の結果長期入院することになり、母親を日本から呼び寄せることになった。 治療費用 約9,669,000円 救援者費用 約201,000円 →日本円にして合計約1千万円もお金がかかることに！	○ 上限1億円	○ 上限1億円	○ 上限1億円
◆救援費用	海外渡航中の偶然な事故によるケガや病気が原因で、死亡、または3日以上連続して入院した場合などに家族が現地に向かう場合の損失（移動交通費など）を補償。	契約した補償金額を上限に、実損分が支払われる。		○ 上限1億円	○ 上限1億円	○ 上限1億円
◆傷害死亡	海外渡航中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日から所定の期間内に死亡した場合に保険金が支払われる補償。	契約した補償金額が定額で支払われる。		×	○ 100万円	×
◆傷害後遺障害	海外渡航中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日から所定の期間内に後遺障害が生じた場合に保険金が支払われる補償。	後遺障害の程度に応じて、契約した補償金額を上限に支払われる。		×	○ 100万円	×
◆疾病死亡	海外渡航中の病気が原因で、事故発生日から所定の期間内に死亡した場合に保険金が支払われる補償。	契約した補償金額を上限に、実損分が支払われる。		×	×	×
◆入院一時金	海外渡航中のケガや病気が原因で一定期間以上入院した場合に一時金が支払われる補償。	契約した補償金額が定額で支払われる。		×	○ 上限1億円	○ 上限1億円
他人や物への賠償責任を補償						
◆賠償責任	海外渡航中に偶然な事故により他人や物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる補償。 ※学研災(医学部)の場合、「積極的かつ恣意的な私的活動中」を除きます。例えば、空き時間に別行動して観光に行ったり街に出て飲酒の結果、ケガをした場合等が該当します。	契約した補償金額を上限に、実損分が支払われる。	《例》寮のシャワーを誤って壊した。研修先の病院の機器に誤ってぶつかったときに壊してしまい、損害賠償を請求されました。	○ 上限1億円	○ 上限1億円	×
ご自身の持ち物を補償						
◆携行品損害	海外渡航中の盗難・破損・火災などの偶然な事故により、被保険者の携行品(カメラ、衣類、旅券など)に損害が生じた場合に保険金が支払われる補償。	契約した保険金額を上限に、損害が生じた携行品の修理費または時価額のいずれか低い方が支払われる。	《例》研修先を撮影中に、誤ってスマホを落として画面を割ってしまった。修理が必要になった。	×	○ 上限20万円	×
その他の費用に関する補償						
◆航空機寄託手荷物	航空会社に預けた手荷物の到着が所定の時間以上遅れた場合に、やむを得ず必要となった身の回りの品の購入費を補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。	《例》現地到着後ロストバゲージが発覚、身の回りの必要な物を購入した。	×	○ 上限10万円	×
◆航空機遅延費用	乗る予定の飛行機が離陸時、着陸時、乗り継ぎ時に遅延して臨時の宿泊費や食事代、移動のタクシー代などを出費した場合の費用を補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。	《例》乗るはずだった飛行機が8時間遅れることになり、食事代がかかった。	×	○ 上限2万円	×
◆緊急歯科治療	海外渡航中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合に保険金が支払われる補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。取り扱いは保険会社によって異なる。	《例》留学中に急に親知らずが痛み出し、鎮痛剤だけではどうしようもなくなり、現地で歯科受診した。	×	×	○ 受診2回まで
◆弁護士費用	海外渡航中の偶然な事故により被害を受けた被保険者が弁護士に法律相談を行なった場合や、損害賠償請求を弁護士に委託した際の弁護士報酬を補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。取り扱いは保険会社によって異なる。	《例》実習中に患者から不当な言い分をつけられてしまい賠償請求をされたため、弁護士へ相談した。	×	×	×
◆テロ対策費用	海外渡航の最終目的地への到着が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、所定のテロ行為によって遅延した場合に保険金が支払われる補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。または、契約した補償金額が定額で支払われる。取り扱いは保険会社によって異なる。	《例》渡航予定だった空港でテロが発生し、終日空港が閉鎖されてしまったため、再開するまでホテルに宿泊して待機することになった。	×	×	×
◆偶然事故対応費用	海外旅行中の予期せぬ偶然な事故により、被保険者が旅行期間中に負担を余儀なくされた費用を補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。取り扱いは保険会社によって異なる。	《例》帰りに乗るはずだった電車が車両故障のために急遽タクシーを使って空港へ向かった。	×	×	×
◆緊急一時帰国費用	被保険者が、海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)、に、保険の対象となる方の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗した航空機・船舶の遭難・行方不明により、被保険者が一時帰国された場合に、保険金が支払われる補償。	契約した保険金額を上限に、実損分が支払われる。取り扱いは保険会社によって異なる。	《例》自分の父親が不慮の事故により病院へ搬送され危篤状態との連絡が入ったため、すぐに航空券を手配し日本へ一時帰国した。	×	×	×

【参考資料】海外でよくあるトラブルについて

海外渡航中は、どのようなトラブルに巻き込まれる可能性が高いのでしょうか。

参考資料として、ジェイアイ傷害火災がまとめた2018年度の補償項目別トラブル割合を確認してみましょう。

- 1位 治療・救援費用 (46.4%) → 上段表の◆治療費用/◆救援費用の項目にあたります
- 2位 携行品損害 (26.9%) → 上段表の◆携行品損害の項目にあたります
- 3位 旅行事故緊急費用 (23.0%) → 上段表の◆航空機寄託手荷物/◆航空機遅延費用の項目にあたります

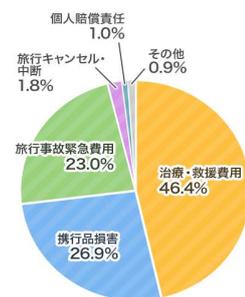
1~3位までで、発生したトラブルの96.3%を網羅しています。

つまり、海外旅行中に起こるトラブルは、上記3項目になる可能性が極めて高いといえます。

ちなみに、5位の「個人賠償責任」は1.0%と事故件数割合は少ないものの、

トラブル時には賠償金が非常に高額になりやすいということに注意しましょう。

※この資料はあくまでも参考資料です。必要な補償は個人の状況や判断に合わせてよく考えて選びましょう。



補償項目別 事故件数の状況 (保険金支払件数ベース)

海外派遣プログラム派遣学生向け 「賠償責任」補償内容チェック表（2019年度版）

[重要]海外留学/渡航の際は、まず現在ご自身が加入している保険の種類を必ずご自身で確認しておきましょう！ ※「○全員加入」となっている保険も、皆さん加入していることを証明するものを当係(OSSU)では確認することができませんので、必ずご自身の加入状況はご自身にて確認をお願いします。加入状況や詳細については各取扱/問合せ先までお問合せ下さい。 また、下記の内容はあくまでも概要を示したものですので詳しい補償内容や条件についてはしおりや約款等で確認してください。		学部学生（教養部含む）		大学院生 (修士・博士)												
		医学部 医学科	医学部 保健衛生学科 歯学部 歯学科 歯学部 口腔保健学科													
取扱 問合せ先	大学取扱の各保険種類	□	□	□												
学生支援事務局 学生支援総係係 (5号館3階) 電話： 03-5803-5077 03-5803-5078	<h3 style="text-decoration: underline;">学生教育研究災害傷害保険（学研災）</h3> <p style="text-align: center;">※大学が募集する海外研修プログラムで渡航する場合、下記（学研災・医学賠）中でいう「正課中」の活動内容にあたります。</p> <p style="text-align: center;">(学部生は全員加入しています。大学院生は任意加入です)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">対象となる事故</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。 病気は対象外。その他対象にならない怪我や活動もありますのでご注意ください。</td> </tr> <tr> <td>対象となる活動</td> <td>「正課中」「学校行事中」「学校施設内にいる間」「課外活動中（学校施設内外）届出団体のみ」「通学中（住居-研究活動場所間）」および「施設間移動中（キャンパス間）」</td> </tr> <tr> <td>支払われる保険金</td> <td>治療実日数（入院・通院日数）で算出されます。手術代等が補助されるわけではありません。</td> </tr> </table>	対象となる事故	急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。 病気は対象外。その他対象にならない怪我や活動もありますのでご注意ください。	対象となる活動	「正課中」「学校行事中」「学校施設内にいる間」「課外活動中（学校施設内外）届出団体のみ」「通学中（住居-研究活動場所間）」および「施設間移動中（キャンパス間）」	支払われる保険金	治療実日数（入院・通院日数）で算出されます。手術代等が補助されるわけではありません。	◎	◎	△						
	対象となる事故	急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害。 病気は対象外。その他対象にならない怪我や活動もありますのでご注意ください。														
対象となる活動	「正課中」「学校行事中」「学校施設内にいる間」「課外活動中（学校施設内外）届出団体のみ」「通学中（住居-研究活動場所間）」および「施設間移動中（キャンパス間）」															
支払われる保険金	治療実日数（入院・通院日数）で算出されます。手術代等が補助されるわけではありません。															
	<h3 style="text-decoration: underline;">学生教育研究賠償責任保険（医学賠）</h3> <p style="text-align: center;">※学生教育研究災害傷害保険の加入者のみ申込可能</p> <p style="text-align: center;">Cコース 医学生教育研究賠償責任保険(医学賠) ※医療関連学部・学科の実習を含む</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">活動内容</td> <td>医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動(クラブ活動)中(注1)及びその往復(A及びBコースの活動内容を含みます。)</td> </tr> <tr> <td>支払限度額</td> <td>対人賠償と対物賠償合わせて1事故(注2)1億円限度</td> </tr> <tr> <td>保険料(1年間)</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </table> <p>(注1)付帯賠償における「課外活動」とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体が行うインターンシップ又はボランティア活動をいいます。 (注2)被保険者1名・1年当たりの支払限度額となります。</p>	活動内容	医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動(クラブ活動)中(注1)及びその往復(A及びBコースの活動内容を含みます。)	支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故(注2)1億円限度	保険料(1年間)	500円	△	◎	△						
活動内容	医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動(クラブ活動)中(注1)及びその往復(A及びBコースの活動内容を含みます。)															
支払限度額	対人賠償と対物賠償合わせて1事故(注2)1億円限度															
保険料(1年間)	500円															
生協本部 (5号館1階) 電話： 03-3818-5231	<h3 style="text-decoration: underline;">学生賠償責任保険</h3> <p style="text-align: center;">※加入された時期によって補償内容・補償額・条件などが異なります。ご自身の加入しているタイプを確認してください。</p> <p style="text-align: center;">□19H★保険始期：2019年4月1日～3月31日加入までの方 □16H★保険始期：2016年4月1日～2019年3月31日までの方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学生賠償責任保険 19H 支払限度額・保険金額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 最高1事故 2億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。 </td> </tr> <tr> <td> 感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 </td> </tr> <tr> <td> 人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 </td> </tr> <tr> <td> 留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)</td> <td style="text-align: center;"> 被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで) </td> </tr> <tr> <td> 後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い </td> </tr> </table> <p>※1 下記のような場合は保険金をお支払いできません。 ・自動車、バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任 ・スポーツ(遠征のルールの範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合) ・大学の管理責任下での賠償責任(法律上本人に責任がない場合) ※2 後遺障がいのある場合、支払う保険金の額が異なります。</p>	学生賠償責任保険 19H 支払限度額・保険金額		個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)	最高1事故 2億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。	感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障	人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障	留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)	被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)	後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで	10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い	◎	△	△
	学生賠償責任保険 19H 支払限度額・保険金額															
個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)	最高1事故 2億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。															
感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障															
人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障															
留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)	被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)															
後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで	10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い															
	<p style="text-align: center;">□14H★保険始期：2014年4月1日～2016年3月31日までの方 □11H★保険始期：2014年3月31日までの方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 最高1事故 1億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> 最高1事故 1億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。 </td> </tr> <tr> <td> 感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 </td> </tr> <tr> <td> 人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 </td> </tr> <tr> <td> 留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)</td> <td style="text-align: center;"> 被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで) </td> </tr> <tr> <td> 後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで</td> <td style="text-align: center;"> 10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い </td> </tr> </table> <p>※1 下記のような場合は保険金をお支払いできません。 ・自動車、バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任 ・スポーツ(遠征のルールの範囲)における参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合) ・大学の管理責任下での賠償責任(法律上本人に責任がない場合) ・アパートなどの借用戸室(占有部分)の環境について責任を負う賠償責任 ...など</p>	個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 最高1事故 1億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)	最高1事故 1億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。	感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障	人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障	留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)	被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)	後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで	10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い	◎	△	△		
個人賠償責任保険 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 明) 他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中や就労中に生徒のシフトをさせた ・就職先から持ち帰ったパソコンを落として破損させた など 最高1事故 1億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とし ます。) (元請交差サービス特)	最高1事故 1億円まで 正課の講義等で委任した情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。															
感染事故損害防止費用保障 正課の感染実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障															
人権侵害賠償責任保障 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障 年間最高 500万円まで	年間最高 500万円まで 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や差支(差支)に該当する賠償責任を負担した場合を保障															
留書費用保障 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払 ることなく、保険会社の同意を得て償還として支払った費用(留書料、入居保証料等の費用および見舞金の購入費用)を負担した場合を保障 被害者1名につき最高 50万円まで (上記は対人賠償の範囲内です。対物賠償については1事故につき 最高100万円までとなります。)	被害者1名につき最高 50万円まで (1事故につき最高100万円まで)															
後遺障害保障 ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障 最高 10万円まで	10万円 ケガにより加入者本人が亡くなった場合 加入者(被保険者)の法定相続人へお支払い															